

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

ロシアのプーチン政権は、我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、本年2月24日にウクライナへの侵攻を開始した。これは国際連合憲章の明らかなる違反であり、国際社会の秩序を著しく損ない、国際平和と安全を脅かす行為そのものである。

侵攻を受けたウクライナに広がる惨状は、2016年の熊本地震の被災地である御船町において、私たちが直面した被災状況を思い起こさせるものであり、それが人の手によるものであるという事実は看過できない。

よって御船町議会は、一連の侵攻行為によって奪われた、ウクライナ人、ロシア人、その他多くの尊い人命に対して心より哀悼の意を表するとともに、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議し、ロシア軍がウクライナの国土から即時無条件で撤退するように強く求める。

同時に、世界各地で散見されるようになったロシア国民等に対する感情的暴力行為や誹謗中傷等は、当然許されない行為であることも忘れてはならない。

以上、決議する。

令和4年3月10日

熊本県御船町議会